

↳ 機械装置のリースバック

Q : 当社はこの度、現在使用している機械装置をリース会社に売却し、直ちにその機械装置をリースにより借り受ける契約を締結しました。このような場合、機械装置の売却により生じた損失は、税務上、損金として認められますか？

A : 売却損は損金として認められません。

【解説】

法人が自己の所有する資産をリース会社に売却し、直ちにそれを賃借する取引を「リースバック」といいます。リースバック取引が行われた場合、その資産の種類、その売買及びリース取引に至るまでの事情その他の状況に照らし、一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときは、その資産の売買はなかったものとみなされ、リース会社から法人へ金銭の貸付けがあったものとみなされます。

ご質問の場合、貴社が使用中の機械装置を売却したといっても、実質的には貴社が使用し続けている状況に何ら変わりなく、単にその機械装置を担保に資金の借入れを行ったのと同じことですから、税務上は、このような取引は認められず、売却損を計上することはできません。

正しい経理処理としては、リース会社から受領した売却代金は借入金として処理し、支払リース料は借入金の元本の返済と支払利息の支払に按分します。なお、減価償却費は従来の方法により計上することとなります。

